

## ■第13回院内集会を開催しました

1月19日（木）に本年初の院内集会が開かれ、98名が参加しました。

初めに自主活動「福島にいこう！」第4回行動の紹介があり、この活動でご縁のできた福島県いわき市にある岬学園の岬花江園長と、同市久之浜・大久公民館の門馬英明館長からご挨拶を受けました。

ついで原発ウォッチャー（右段参照）、行政・法令ウォッチャーからの調査報告（裏面参照）、会計報告（通信第10号参照）のあと、今回の集会の主題、政府の「事故収束宣言」を受けて、我々はいかにあるべきかという、行動隊の存続の根幹にかかわる討議に入りました。

巨大プロジェクトの提案から隊の解散論まで、経験に裏打ちされたさまざまな意見が交わされましたが、すべての論議は行動隊の現状、なぜ本来の目的に到達できないのかという問題に集約されます。

次回の院内集会（2月9日）でも、この問題を引き続き討議する予定です。



左の写真は、院内集会で挨拶する久之浜・大久公民館の門馬英明館長（左）と岬学園の岬花江園長（右）

## ●原発ウォッチャー報告の概要

項目	所見
原子炉設備	炉内状況不明、再臨界の可能性など変化なし
滞留水	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞留水全体量は地下水の流入により毎月数万トンずつ増加しており、「滞留水全体量の減少」というステップ2の目標は未遂</li> <li>漏水事故が相次いで発生、全長約4kmにわたる樹脂製ホース配管に問題</li> </ul>
モニタリング・除染	政府は中間貯蔵施設については検討するも、仮置き場および発生源からの搬送は各自自治体まかせ
被曝管理	平成21年度 放管手帳保有者： 75,988人 20mSv超被曝者： 7人 福島第一原発3~11月従事者： 18,846人 20mSv超被曝者： 3,312人
「事故の収束」宣言 中長期ロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内観察ロボット、建屋内除染方法、格納容器破損状況確認、燃料デブリ状況確認・取出し方法等、膨大な開発項目がある</li> <li>開発計画の作成から取り掛かる必要があり、今後の見通しは不鮮明</li> </ul>

## ■ニュースの深層

山田理事長が出演した番組「福島原発行動隊ーシニア世代にできる事とは」のビデオを以下のサイトで見る事ができます。

<http://www.youtube.com/user/SVCFjap/>

## ご寄附のお願い

2011（平成23）年7月一般社団法人として創設された福島原発行動隊の基本理念は、退役した技能者・技術者の自発的参加により福島原発事故の早期収束を図ること、同時に、事故の収束作業に当たる若い世代の放射線被曝を軽減すること、にあります。今日まで、基本理念に沿って様々な活動をし、多数の人々からのご支援、ご支持を得てきています。福島原発行動隊は、国民各層からのご期待、ご要請に応えるべく、今後とも積極的に事業活動を展開していく所存です。

私どもの事業活動を支えていただくために、ここに改めて、皆様からのご寄附を衷心よりお願い申し上げます。

2012（平成24）年1月  
 一般社団法人福島原発行動隊  
 理事長 山田恭暉

## 【ご寄附口座】

- 郵便振替  
00190-3-466754 一般社団法人 福島原発行動隊
- ゆうちょ銀行  
〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）  
当座 0466754 シヤ）フクシマゲンパツコウドウタイ
- 城南信用金庫  
新橋支店 普通預金 469257 一般社団法人 福島原発行動隊
- 三菱東京UFJ銀行  
新橋支店 普通預金3268141 一般社団法人 福島原発行動隊
- JustGivingJapanからのご寄附  
<http://justgiving.jp/np0/587>（クレジットカード利用可能）

## ■行政・法令等ウォッチャー報告 — 「除染電離則」、「除染等ガイドライン」について—

1月19日開催の院内集会で、家森健監事から行政・法令等ウォッチャーチームの報告が行われました。報告の中でとりわけ重要な意味を持つのが、本年1月1日に施行された「除染電離則」と「除染等ガイドライン」です。以下、その簡単な解説です。

### なぜ制定されたのか

— 従来の「電離則」（「電離放射線障害防止規則1972年制定」）は原子炉の運転などに従事する労働者が対象でした。今回の「除染電離則」は、福島第一原発事故により汚染された地域で廃棄物処理や除染等の業務に従事する労働者の被曝を低減するために制定されました。

### 誰が対象なのか

— 「除染電離則」の対象は除染特別地域等（概ね空間線量1mSv/年以上の地域）で廃棄物処理や除染等の業務に従事する労働者です。また「ガイドライン」については、住民・ボランティアに活用されることも意図しています。

### どのような内容か

— 労働者の被曝限度を1年間に実効線量50mSv、5年間に100mSvと定めています。また住民、自営業者、ボランティアについては1年間に実効線量1mSvを十分に下回ることであります。

その他、放射線量の測定、被曝線量の管理、作業者の被曝低減のために取るべき措置、汚染拡大防止、内部被曝防止措置、労働者の健康管理などについて規定しています。

とりわけ、行動隊の今後の活動に関わる規定として次の点が注目されます。

第一は、除染等事業者が除染作業に従事する労働者に対して、放射線に関する知識や関係法令に関する特別の教育を行うことを義務づけていることです。そして第二に、「測定は、専門の測定業者に委託して実施することが望ましい」としていることです。いずれも行動隊のモニタリング・チームが積極的な役割を果たすことができる分野です。

## ■神奈川県でモニタリング研修会を開催

神奈川グループの第2回の取り組みは「第1回モニタリング要員育成研修会」でした。研修会実施に向けて数回の準備会が持たれました。

準備段階では参加者目標は30人でした。ところが、当日は参加者、スタッフ含めて40人を超える盛況で椅子も足りないという状況でした。参加申し込みが応募者数を越えたのは行動隊の現地でのモニタリング活動がなかなか実現できないことの反映ではないかと思われます。

研修会は講義1の「放射線の人体への影響／放射線防護と管理基準の概略」を高城さんが映像を活用して行ないました。講義2では塩谷亘弘副理事長が「放射線測定器の種類と特性」を行い、西ひろしさんが「各種測定器」の取り扱い方法を説明しました。



同一の線源にもかかわらず、測定器によって測定値はかなり異なる

じつは実習のために鈴木尚雲さんが鉛板やスケールなどを準備してくださったのですが、西さんの説明が終わるや否や、参加者は全員4グループ

に分かれて実習に突入してしまいました。せっかく準備して下さった鈴木さんにはこの場を借りてお詫言します。関西電子さんの協力もあり、参加者はさまざまな測定器に触れることができました。

会の終わりごろには協力者の牧山ひろえ議員も顔を出して挨拶をしたところ、①千葉県東葛地域の被害賠償が行なわれない理由、②個人が測定した放射線量の数値公表の可否に関して質問が出されました。これらの質問については牧山ひろえ議員が政府に質問してください回答が事務局と世話人に届けられています。

(杉山)

## ■自主活動「福島にいこう！」 —望まれる事、できる事ならなんでも—

「福島原発行動隊」の有志が、周りのひとたちにも呼びかけ、いわき市久之浜へ被災地支援活動（福島にいこう！）に出かけるようになって約半年。元は、第7回院内集会（2011/7/28）での中村光男監事の提案でした。「政府や東電との交渉など知らない20キロ圏外に出かけて行き、被災地のひとたちと交流する」という提案に、「じっとしてはいられない」思いの方たちが応じ、若い学生なども参加されています。北海道、東北、関西、広島、愛知からも複数が。「行動隊」が所期の行動に踏み出すきっかけにつながる宣伝活動として役立つことを願っています。（安藤）

<自主活動>の記録。

- ・第1回 8月23日 町内整備（草刈り）参加51名（東京からバス組48名、現地合流組3名）
- ・第2回 10月22日 津波被害家屋の瓦礫処理、側溝汚泥清掃 参加42名（バス組36名、現地6名）
- ・第3回 11月26日 側溝汚泥清掃、民家の除染 参加32名（バス組29名、現地3名）。
- ・次回 2月18、19日 知的障害者小規模授産施設岬学園「かもめパン工房」の除染 1月29日現在応募48名（バス組 宿泊33名、日帰り9名。現地6名）

津浪に洗われたいわき市久之浜の海岸近く、荒涼たる瓦礫のなかに、せめてもの彩りと「ガレ花」が描かれている

（写真は活動に参加した田中祐司氏が提供）

